

大規模商業施設、百貨店の地下の食品売り場等における 入場者の整理等について

1 対象及び要請等の内容

措置区域 ^(※) の以下の施設	要請等の内容
・大規模小売店 ・ショッピングセンター	【1,000 m ² 超】 入場整理等の「要請」(特措法第 31 条の6第1項)
・百貨店 ・家電量販店 など	【1,000 m ² 以下】 入場整理等の「働きかけ」(特措法によらない)
・百貨店の地下の食品売り場 など	【1,000 m ² 超】 入場整理等の「協力要請」(特措法第 24 条第9項)
	【1,000 m ² 以下】 入場整理等の「働きかけ」(特措法によらない)

※措置区域

<8月20日(金)まで>

名古屋市、春日井市、江南市、大府市、尾張旭市、日進市、清須市、あま市、長久手市、東郷町、大治町、飛島村(12市町村)

<8月21日(土)から>

名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、刈谷市、豊田市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、阿久比町、南知多町、美浜町、武豊町、東栄町(39市町)

2 入場整理等の内容

入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置と施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置の双方をお願いします。なお、人数管理・人数制限の具体的な方法については、以下を参考にしてください。

<施設全体での措置(例)>

- ・出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理
- ・出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限

<売場別の措置(例)>

- ・入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前の Web 登録等により人数管理
- ・一定以上の入場ができないよう人数制限
- ・アプリで混雑状況を配信できる体制を構築